

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（273））
2. 日時：平成29年8月9日 10時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、
穂藤保安規定係長

（地震・津波研究部門）

鈴木技術参与、福西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室副室長 他4名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 設計竜巻荷重及び設計飛来物の設定について、それぞれの設定で用いたモデル、条件等の考え方を整理して提示すること。
 - 設計飛来物の設定でフジタモデルを適用した考え方について「現実的」とあるが、他の条項で用いている「実現象に近い」等の記載に見直して提示すること。
 - 防潮壁の竜巻に対する防護方針について、竜巻の影響による防潮壁の損傷想定及び想定飛来物の衝突に対する防潮壁の健全性を整理して提示すること。
 - 防潮壁の機能喪失を判断する基準に対する日本原子力発電の考え方を整理して説明すること。
 - 車両退避の実現性について整理して提示すること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））
- ・ 東海第二発電所 新規制基準適合への対応状況（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）（第6条））